

竹原市立学校施設照明LED化工事に伴う設計業務委託

令和6年4月

竹原市

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 竹原市立学校施設照明LED化工事に伴う設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (竹原小学校・中通小学校・竹原西小学校・仁賀小学校・竹原中学校・吉名学園・忠海学園)
- (2) 敷地の場所 (竹原市内一円)
- (3) 施設用途 (校舎・体育館他付属施設)

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」の印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「⊗」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

(1) 工事内容

蛍光灯照明器具からLED照明器具への交換

その他LEDへの交換に伴う必要な工事一式(天井補強、その他必要な作業)

(2) 基本方針

- 本業務は、学校施設の照明をLED化するための設計業務である。
- 本業務においては、関係法令ならびに基準等に適合させた設計とすること。
- 本業務は機器の仕様を含め、安全性、使用しやすさ及び環境に配慮した設計とすること。また、設計に先立って形態、所要材料、構造、設備等のうち基本事項については十分検討して設計すること。
- 更新機器の仕様を含め、安全性及び環境に配慮したものとする。
- 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分検討をして採用すること。
- 教育委員会及び各学校の意見を十分に反映させた計画とすること。
- 現場調査等にあたり在学時間と重なる場合は、児童等の安全には十分配慮すること。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日国営整第176号）による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- ・建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・電気設備基本設計に関する標準業務
- ・機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- ・建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ⊙電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

⊙積算業務（積算数量調書の作成は、R I B C 2により行う。）

- ・建築積算（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ⊙電気設備積算（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・機械設備積算（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

・透視図作成

〔種類（透視図） 判の大きさ（ ） 枚数（ ） 額の有無（有） 材質（ ）〕

・透視図の写真撮影

〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）〕

・模型製作

〔縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）〕

・模型の写真撮影

〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）〕

・計画通知、確認申請手続き業務（手数料の納付は含まない）

・関係法令等に基づく各種申請手続き業務

（標識看板の作成、設置報告書等の届出）

・防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務

・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

・リサイクル計画書の作成

⊙概略工事工程表の作成

- ・営繕事業広報ポスターの作成
- ・建築物の利用に関する説明書の作成
- ・住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- ・日影図の作成
- ・総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
- ・建築場所についての検討業務
- ・地質調査業務

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 調査職員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに調査職員に提出する。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等を指す。

- | | | |
|----------------------------|-----------|-----|
| a. 共 通 | (番 号 等) | |
| ○ 官庁施設の基本的性能基準 | (最 新 版) | |
| ・ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領 | (最 新 版) | |
| ・ 官庁施設の総合耐震計画基準 | (最 新 版) | |
| ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | (最 新 版) | |
| ・ 検察庁支部、法務局支局等庁舎設計基準 | () | ・貸与 |
| ・ 税務署庁舎設計標準 | () | ・貸与 |
| ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準 | () | |
| ・ 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準 | () | |
| ・ 官庁施設のエバーサルデザインに関する基準 | (最 新 版) | |
| ・ 省エネルギー建築設計指針 | () | ・貸与 |
| ・ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案) | () | |
| ・ 建築設計業務等電子納品要領(案) | () | |
| ・ 建築CAD図面作成要領(案) | () | |
| ○ 公共建築工事積算基準 | (最 新 版) | |
| ○ 公共建築工事共通費積算基準 | (最 新 版) | |
| ○ 公共建築工事標準単価積算基準 | (最 新 版) | |
| ○ 建築物解体工事共通仕様書 | (最 新 版) | |
| ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル | () | |
| ・ | () | ・貸与 |
| ・ | () | ・貸与 |
| b. 建 築 | | |
| ○ 建築工事設計図書作成基準 | (最 新 版) | |
| ・ 敷地調査共通仕様書 | (最 新 版) | |
| ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) | (最 新 版) | |
| ○ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) | () | |
| ○ 建築設計基準 | (最 新 版) | |
| ・ 建築構造設計基準 | (最 新 版) | |
| ・ 建築工事標準詳細図 | (最 新 版) | |
| ・ 構内舗装・排水設計基準 | (最 新 版) | |
| c. 建築積算 | | |
| ○ 公共建築数量積算基準 | (最 新 版) | |
| ○ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) | (最 新 版) | |
| ○ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編) | (最 新 版) | |
| ○ 営繕工事積算チェックリスト(建築工事編) | (最 新 版) | ・貸与 |

d. 設 備

- 建築設備計画基準 (最 新 版)
- 建築設備設計基準 (最 新 版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (最 新 版) ・貸与
- 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (最 新 版)
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準 ()
- 建築設備耐震設計・施工指針 (最 新 版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (最 新 版)
- 食品ごみ処理設備設計計画指針 () ・貸与

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (最 新 版)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (最 新 版)

(3) 提出書類

a. 業務実績情報の登録の可否

・ 要

受注者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録 (調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

○ 不要

b. 提出書類及び資料 (成果品)

- 着手通知書 1 部
- 業務工程計画表 1 部
- 管理技術者選任通知書 1 部
- 見積依頼先名簿届 1 部
- 期間別業務履行報告書 1 部 (月 2 回提出 業務の進行状況のわかる資料を添付すること)
- 成果品納入書 1 部
- 委託業務完了通知書 1 部
- 引渡書 1 部

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- a. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数
- b. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数
- c. 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数
- d. 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）
- e. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数
- f. 業務工程表
- g. 業務実施体制表
- h. その他、調査職員が必要に応じ指定する事項

(5) 担当技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ⊙ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士又は、建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

主任技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士又は、建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(6) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等
 - ⊙ 既存建築物設計図書の一部
 - ・ 既存工作物設計図書一式
 - ⊙ CADデータの一部
- b. 既存資料
 - ・ 既存校舎資料（製本、CADデータ）
- c. 資料の貸与及び返却

貸与資料	適用
・ 適用基準等のうち、 ⊙ 貸与資料等のうち、○印の付いたもの ・ ・	

貸与場所（ 都市整備課 ） 貸与時期（ 業務開始時 ）
返却場所（ 都市整備課 ） 返却時期（ 業務完了時 ）

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 定期打合せ（ 行わない ）
- d. その他（ ）

(8) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（ ）
 - ・ 指定部分の履行期限（ ）
- b. 成果物の提出場所（ 都市整備課 ）
- c. 成果物の取り扱いについて
提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することができる。
- d. 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - ① 写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- e. 業務期間中に手戻りが発生しないよう、事前調査を適切に実施し、業務について市や各関係機関等と十分調整すること。
- f. 消防法等において、支障をきたす場所については設置しないこと。
- G. 諸官庁との調整を十分とること。
- h. 業務にあたり必要となる各種許可申請、届出等は事業者の責任において適切に実施すること。
- I. 成果品の引渡し後についても、当該設計に関する質問に対処すること。
- J. 市が同工事を発注する際には、単価の見直し及び見積書取り直しに協力すること。

(9) 図面枚数

図面名称		枚数	
意匠設計	目次、工事概要、別途工事区分表		
	意匠特記仕様書		
	敷地案内図、配置図(仮設計画図を含む)		
	各伏図(内部改修等の場合)		
	平面詳細図		
設備設計(電気)	特記仕様書	1	
	工事概要・敷地案内図・配置図	7	
	電力設備(幹線・電灯・動力・避雷設備)	平面図	30
		参考姿図	2
	受変電設備	参考姿図	
		回路図	
	仮設図	3	
	設備設計(機械)	特記仕様書	
管種凡例、機器表、器具表			
配管系統図			
各階平面図			
立面図			
合計		43	
備考欄			
<p>①設計図の作成は、概ね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してもよい。</p> <p>②必要に応じて、工区分けの図面も作成すること。</p> <p>③図面枚数は参考であり、必要図面は適宜作成すること。</p> <p>④この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、調査職員との協議のうえ適宜作成すること。</p> <p>⑤高天井の足場等、仮設計画は設備設計(電気)に見込んでいる。</p> <p>⑥工事及び積算に支障が無い範囲で簡略化してもよい。既存図等をスキャンし、図面作成に利用してもよいが、工事範囲や諸条件は明示すること。</p>			

3. 成果物、提出部数等

(1) 実施設計

成果物等	原図	陽面焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
a. 建築（総合） ・ 建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 総合仮設計画図 ・ 建築確認申請図書 ・ 工事費概算書 ・ 工事費内訳書	A2 1部 A3 1部		二つ折 製本 二つ折 製本 折製本	A2判 2部 A3判 2部 A4判 3部 内訳 契約用 2部 起案用 1部
b. 建築（構造） ・ 建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ・ 建築確認申請図書 ・ 構造計算書 ・ 工事費概算書	A2 1部 A3 1部	3部 1部	二つ折 製本 二つ折 製本 折製本	A4判 2部 A3判 2部 A4判 3部 内訳 契約用 2部 起案用 1部
		3部 2部 1部	製本 製本	A4 ファイル閉じ・CD-R 共 A4判 ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共

成果物等	原図	陽画焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
c. 電気設備				
⊙ 電気設備設計図	A2 1部		二つ折 製本	A2判 部
仕様書	A3 1部		二つ折 製本	A3判 2部
敷地案内図			折製本	A4判 3部
配置図				内訳 契約用 2部
電灯設備図				起案用 1部
動力設備図				
電熱設備図				
雷保護設備図				
受変電設備図				
静止形電源設備図				
発電設備図				
構内情報通信網設備図				
構内交換設備図				
情報表示設備図				
映像・音響設備図				
拡声設備図				
誘導支援設備図				
テレビ共同受信設備図				
テレビ電波障害防除設備図				
監視カメラ設備図				
駐車場管制設備図				
防犯・入退室管理設備図				
火災報知設備図				
中央監視制御設備図				
構内配電線路図				
構内通信線路図				
・ 建築確認申請図書		3部	製本	A4判
・ 電気設備設計計算書		2部		ファイル閉じ・CD-R共
・ 電気設備工事費概要書		2部		ファイル閉じ・CD-R共
・ 工事費概算書		1部		ファイル閉じ・CD-R共
⊙ 工事費内訳書		1部		ファイル閉じ・CD-R共

成果物等	原図	陽画焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
e. 建築積算 ・ 建築工事積算数量算出書 ・ 建築工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ 営繕工事積算チェックリスト ・ () ・ ()		1部 1部 1部		ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共
f. 電気設備積算 ㊦ 電気設備工事積算数量算出書 ㊦ 電気設備工事積算数量調書 ㊦ 見積書等関係資料 ・ () ・ ()		1部 1部 1部		ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共
g. 機械設備積算 ・ 機械設備工事積算数量算出書 ・ 機械設備工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ () ・ ()		1部 1部 1部		ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共
h. その他 ・ 透視図 ・ 透視図の写真 ・ 模型 ・ 模型写真 ・ 防災計画書 ・ 省エネルギー関係計算書 ・ リサイクル計画書 ・ 設計説明書 ㊦ 概略工事工程表 ・ 営繕事業広報ポスター ・ 施設使用条件書 ・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) ・ グリーン庁舎評価システム (GBES) ・ グリーン診断・改修計画システム (GBES-Re)	1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部	バラ	A3判 A3

<ul style="list-style-type: none"> ・ 地質調査報告書 		一式	
i. 資料 ◎ 各種技術資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算データ ・ 各記録書 ◎ CADデータ (Jww) <ul style="list-style-type: none"> ・ () ・ () 		2部	ファイル閉じ・CD-R共
		2部	CD-R

- (注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (意匠) 実施設計の成果物の中に含めることができる。
 : 積算数量算出書の作成は、営繕積算システムR I B C 2 (財) 建築コスト管理システム研究所による。
 : 設計図は、適宜、追加してもよい。
 : 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。

指示事項書

I 事業の目的

本業務は、学校施設の照明をLED化するための設計業務である。

II 施設・整備の概要

施設名称：竹原小学校・中通小学校・竹原西小学校・仁賀小学校・竹原中学校・
吉名学園・忠海学園

改修内容：

- ・各対象施設敷地内に設置されている全ての照明器具(外灯、誘導灯、非常照明含む)のLED化。ただし、各施設において既にLED化されている箇所及びグラウンド照明については更新対象外とする。
- ・屋外倉庫や別棟も更新対象とする。
- ・想定個数は別紙概略調査結果のとおりであるが、正式な改修内容等については、現地調査実施後に調査職員と協議の上、決定する。

III 業務内容

- ・既存照明調査
- ・照明更新設計
- ・照明更新工事に伴う仮設計画・建築改修設計等

IV 特記事項

- ・関係法令ならびに基準等に適合させた設計とすること。
- ・学校環境衛生基準に準拠すること。
- ・安全性、経済性、材料調達、維持管理及び環境性能に配慮した設計とすること。
- ・現地調査等にあたり、児童、生徒等の安全には十分配慮すること。
- ・発注時期に応じ物価変動や最新労務単価等を反映させた設計書の作成が必要になる。業務完了後においても見積徴収等に協力すること。
- ・外灯のLED化については、基本はポール流用で塗装とするが、腐食等も確認し、必要があればポールごと更新すること。
- ・施設を利用しながらの工事を想定しているため、施工条件に必要な事項を明示すること。

【別紙 概略調査結果】

学校名	棟名	通常サイズ	小型サイズ	小型ライト	特殊形状	高天井	備考
竹原小学校	校舎	433	27	13	8		
	体育館						LED対応済
	プール	3	2	0	0		
	屋外・付属棟	12	0	0	2		
	小計	448	29	13	10	0	
中通小学校	管理棟	59	6	1	7		
	校舎	154	0	1	2		
	体育館	36	0	8	6		アリーナ照明対応済
	プール	5	0	0	1		
	屋外	3	0	0	2		
	小計	257	6	10	18	0	
竹原西小学校	管理棟	33	1	2	1		
	校舎本館	212	0	8	0		
	校舎新館	93	18	3	0		
	プール	5	0	0	0		
	体育館	21	2	10	0	16	
	屋外・付属棟	0	0	0	3		
	小計	364	21	23	4	16	
仁賀小学校	校舎	160	8	7	20		
	体育館	22	0	4	9	12	
	プール	0	0	1	0		
	屋外・付属棟	0	0	1	1		
	小計	182	8	13	30	12	
竹原中学校	校舎本館	654	34	5	18		
	校舎新館	111	41	19	1		
	体育館	46	6	2	14		アリーナ照明対応済
	プール	5	3	0	1		
	屋外・付属棟	0	0	0	10		
	小計	816	84	26	44	0	
吉名学園	校舎						LED対応済
	体育館						LED対応済
	プール	5	0	2	2		
	テニスコート	4	0	0	1		
	屋外						LED対応済
	小計	9	0	2	3	0	
忠海学園	校舎						LED対応済
	体育館						LED対応済
	武道場	7	0	0	0	8	アリーナ照明は数に含まず
	プール	7	0	0	0		
	屋外						LED対応済
	小計	14	0	0	0	8	

* 故障等によりLED照明へ改修済の器具も含まれている。現地調査により精査すること。

* グラウンド屋外照明は含まれない。